東北工業大学内部質保証推進委員会規程

（会議の設置）

第１条　東北工業大学（以下「本学」という。）内部質保証方針に基づき、学長の下に内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　主として教育に関する全学的質保証システムの構築に関する事項

（２）　本学における以下のポリシーに関する事項

ア　学位授与方針　　：Graduation Policy（Diploma Policy）

イ　学生指導方針　　：Guidance Policy

ウ　教育課程編成方針：Education Policy（Curriculum Policy）

エ　入学者受入方針　：Admission Policy

（３）　学修成果及び教育成果の可視化の方針並びにアセスメント・ポリシーに関する事項

（４）　自己点検・評価等の結果示された課題及び改善向上方策に係る、全学的方針及び具体的な改善計画に関する事項

（５）　FDに関する事項

（６）　IRに関する事項

（７）　前各号を踏まえた教学部門の中期目標、中期計画及び事業計画に関する事項

（８）　その他本学における教育の質保証、教育改革の推進及び大学全体の質の向上に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（１）　学長

（２）　副学長

（３）　学部長

（４）　研究科長

（５）　総合教育センター長

（６）　入試委員長

（７）　教務委員長

（８）　学生委員長

（９）　就職委員長

(10)　法人本部事務局長

(11)　大学事務局長

(12)　大学事務局次長

(13)　大学企画室長

(14)　教務学生課長

(15)　入試広報課長

(16)　キャリアサポート課長

(17)　長町校舎事務長

(18)　その他委員長が必要と認めた者

２　前項第18号に定める委員の任期は１年とする。ただし重任を妨げない。

３　第１項第18号に定める委員の内、年度の途中から委員となった者の任期は、当該年度末までとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、学長があたる。

２　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長を務める。

３　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（専門部会）

第５条　委員長が必要と認めたときは、委員会の下に専門部会を置くことができる。

２　専門部会の委員は、委員長が指名する。

３　専門部会に関する事項は、必要に応じて別に定める。

（事務局）

第６条　この規程に関する事務は、大学企画室が行う。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、代議員幹事会の議を経て常任理事会がこれを決定する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から改正施行する。

２　この規程の施行により、「東北工業大学ＦＤ委員会規程」並びに「ＦＤ企画部会規程」は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から改正施行する。